

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 7月12日	第210号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>規 則</b>		
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第73号)	3
<b>告 示</b>		
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について (住都・住宅管理課)	(第366号)	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第367号)	8
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について (緑土・道路建設課)	(第368号)	9
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課)	(第369号)	12
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課)	(第370号)	14
<b>達</b>		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第28号)	21
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第29号)	23
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>		
○ 委員長職の退職について	(第14号)	25
○ 委員長選挙の結果について	(第15号)	26
○ 委員長職務代理者の指定について	(第16号)	27
<b>交 通 局 告 示</b>		
○ 1 DAYお子サマーパス2023の発売について	(第8号)	28
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第9号)	30
<b>公 告</b>		
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告 (環境・廃棄物指導課)		33
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課)		34
<b>正 誤</b>		
○ 令和 4年 6月 8日付名古屋市公報第 155号中の訂正について		35

## 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第73号）
    - 1 改正内容
      - (1) 健康福祉に係る特命事項のための主幹の設置に伴い、規定を整備します。（第 9条関係）
      - (2) 新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主幹を廃止するため、規定を整備します。（第 9条関係）
    - 2 施行期日
      - 令和 5年 7月 6日から施行します。
- 

## 達 の あ ら ま し

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第28号）
  - 1 改正内容
    - (1) 健康福祉に係る特命事項のための主査の設置に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
    - (2) 新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主査を廃止するため、規定を整備します。（第 1条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和 5年 7月 6日から施行します。
  
- 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第29号）
  - 1 改正内容
    - 新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主幹及び主査を廃止するため、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和 5年 7月 6日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月5日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第73号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表健康福祉局の項中

「

	システム標準化等	1 福祉総合情報システムの標準化に関すること。	1
		2 DXの推進に係る調整に関すること。	

を

」

「	健康福祉に係る特命事項の処理	1 健康福祉に係る特命事項の処理に関するすること。	1	に改め、
	システム標準化等	1 福祉総合情報システムの標準化に関するすること。 2 DXの推進に係る調整に関するすること。	1	

同局新型コロナウイルス感染症対策部の項を次のように改める。

新型コロナウィルス感染症対策部	新型コロナウィルス感染症対策	1 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。	6
	新型コロナウィルスワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。	4

#### 附 則

この規則は、令和5年7月6日から施行する。

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 5年 7月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年7月26日（水）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年7月26日（水）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

#### ウ 住まいの窓口

令和5年7月28日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

## 3 申込みの受付

### (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 8月 7日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先  
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 8月 7日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 8月 8日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 8月 8日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 367号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 7月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 368 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

令和 5 年 7 月 4 日

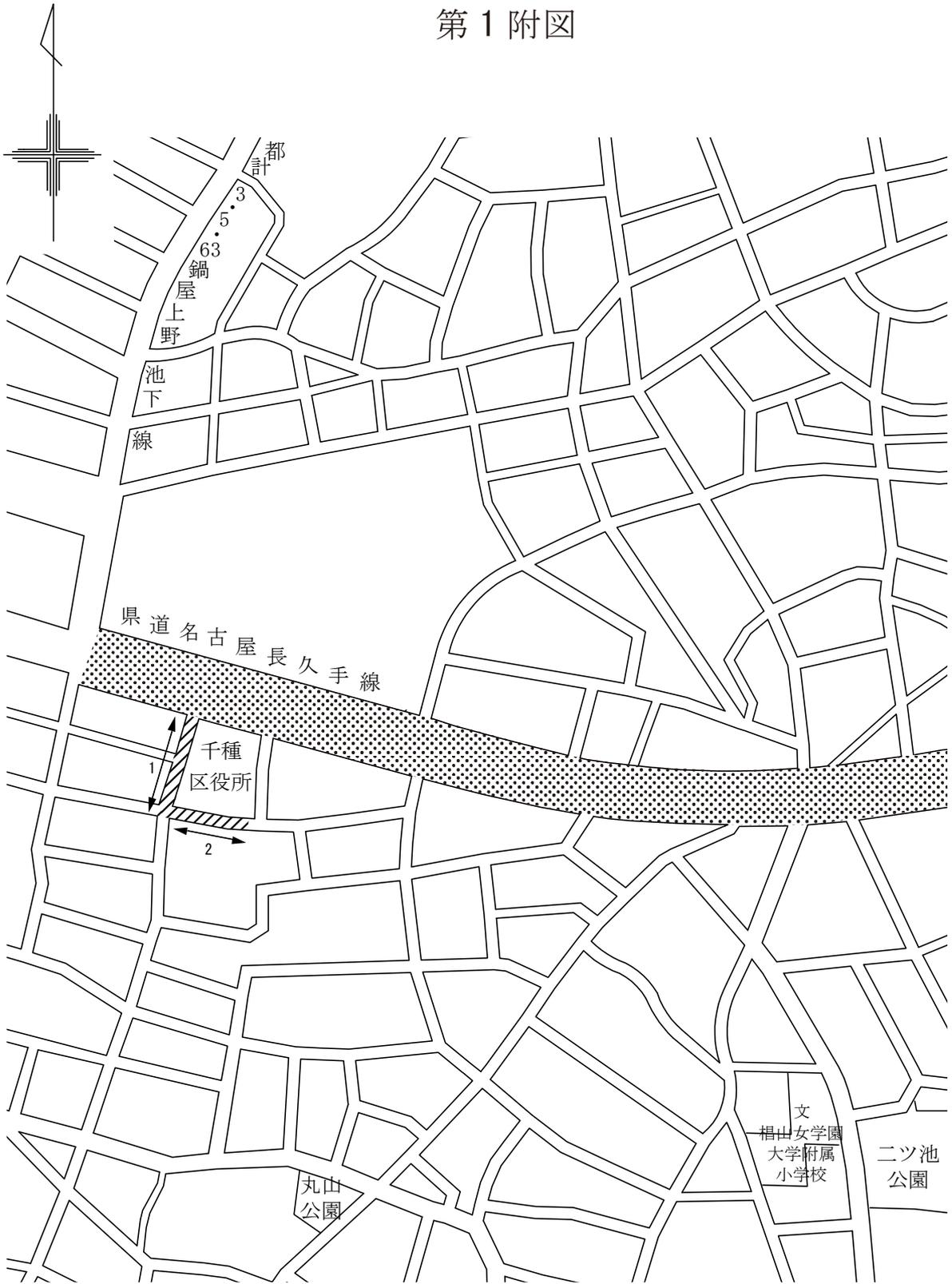
名古屋市長 河 村 たかし

電線共同溝を整備すべき道路

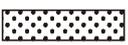
整理 番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道西坂町南北第 2 号線	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目 38 番地先から 名古屋市千種区桐林町 1 丁目 1 番地先まで	第 1 附図
2	市道区役所南線	名古屋市千種区桐林町 1 丁目 1 番地先から 名古屋市千種区桐林町 1 丁目 3 番地先まで	
1	市道笹島線第 1 号	名古屋市中村区名駅南四丁目 1018 番地先から 名古屋市中村区名駅南四丁目 107 番地先まで	第 2 附図

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

# 第1附図



## 凡例

-  電線共同溝を整備すべき道路
-  電線共同溝を整備すべき道路に既に指定されている道路



名古屋市告示第 369 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 7 月 5 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

中川区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
8 月 8 日（火）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）
8 月 22 日（火）	広見小学校（正門：体育館）
8 月 24 日（木）	富田北地域センター（第 1 会議室）
8 月 29 日（火）	長須賀コミュニティセンター（第一会議室）
9 月 1 日（金）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）
9 月 8 日（金）	中川学校体育センター（会議室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その

所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 370 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 7 月 4 日日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 5 年 7 月 7 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和 5 年度名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 5 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

## 令和5年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,348,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,425,692,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		272,184,308	1,473,479	273,657,787
	2 補助金	58,523,539	1,473,479	59,997,018
10 県支出金		93,378,766	267,015	93,645,781
	2 補助金	35,579,718	267,015	35,846,733
14 繰越金		1	451,632	451,633
	1 繰越金	1	451,632	451,633
16 市債		115,831,000	156,000	115,987,000
	1 市債	115,831,000	156,000	115,987,000
歳入	合計	1,423,344,000	2,348,126	1,425,692,126

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 子ども青少年費		181,734,818	1,496,220	183,231,038
	1 子ども青少年費	181,734,818	1,496,220	183,231,038
5 環境費		30,740,712	112,506	30,853,218
	1 環境保全費	3,486,061	112,506	3,598,567
7 経済費		83,056,757	310,000	83,366,757
	1 産業費	82,699,965	310,000	83,009,965
12 教育費		81,539,947	429,400	81,969,347
	1 教育総務費	10,737,077	100	10,737,177
	2 小学校費	18,057,149	348,700	18,405,849
	3 中学校費	12,856,920	75,200	12,932,120
歳 出	6 特別支援学校費	2,106,168	5,400	2,111,568
	合 計	1,423,344,000	2,348,126	1,425,692,126

第2表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法		
子ども青少年施設整備費	845,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる 政府資金及び地方公共 団体金融機関資金の見 直しを行っている後にお いては、当該見直し 後の利率)	起債年度より据置期間を 以内毎年元利もしくは より、又は満期日に元 る。ただし、財政の都 び償還期限を短縮し、 り入られる場合は、そ の融資条件による。	起債年度より据置期間を ふくめ、40年度間 に 元金を一括して償還す る。ただし、据置期間及 び据置期間償還又 は繰上償還を借 入る。	1,001,000	補正前 同	補正前 同	補正前 同	償還の方法 補正前 同		

## 令和5年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第1号）

令和5年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

453,778,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債		213,059,000	156,000	213,215,000
	1 公債	213,059,000	156,000	213,215,000
歳入	合計	453,622,897	156,000	453,778,897

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰出金		170,239,000	156,000	170,395,000
	1 起債繰出	170,239,000	156,000	170,395,000
歳出	合計	453,622,897	156,000	453,778,897

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月5日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>健康福祉局 総務課 庶務係 (1)～(4) （略）</p> <p>（略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 （略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策室 （略）</p> <p>主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>(10)</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>（略）</p> <p>主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>(6)</u></p>	<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>健康福祉局 総務課 庶務係 (1)～(4) （略）</p> <p><u>主 査（健康福祉に係る特命事項の処理）</u></p> <p><u>(1) 健康福祉に係る特命事項の処理に関すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 （略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策室 （略）</p> <p>主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>(9)</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>（略）</p> <p>主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>(4)</u></p>

(1) (略) (略)	(1) (略) (略)
----------------	----------------

附 則

この達は、令和5年7月6日から施行する。

健康福祉局  
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月5日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹(8) 主 査(10) （略） 主 幹(5) 主 査(6) （略）</p> <p>第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹（新型コロナウイルス感染症対策）(8)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹(6) 主 査(9) （略） 主 幹(4) 主 査(4) （略）</p> <p>第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹（新型コロナウイルス感染症対策）(6)</p> <p>(1) (略)</p>

<p>主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>(10)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>(5)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>(6)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>(9)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>(4)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>(4)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>2～11 (略)</p>
--	---

附 則

この達は、令和5年7月6日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第14号

委員長職の退職について

令和5年7月6日、名古屋市選挙管理委員会委員長西尾たか子は委員長の職を退職した。

令和5年7月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤倫子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第15号

委員長選挙の結果について

令和5年7月6日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和5年7月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤倫子

- 1 住所 昭和区丸屋町4丁目98番地の1
- 2 氏名 加藤倫子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第16号

委員長職務代理者の指定について

令和5年7月6日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和5年7月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤倫子

- 1 住所 西区比良四丁目70番地
- 2 氏名 堀場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

## 名古屋市交通局告示第8号

### 1 DAY お子サマーパス 2023 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、1 DAY お子サマーパス 2023（以下「お子サマーパス」という。）を次のように発売します。

令和5年7月4日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

#### 1 料金

310円

#### 2 有効期間

令和5年7月21日から同年8月31日まで

#### 3 発売枚数

10,000枚

#### 4 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

#### 5 使用条件

お子サマーパスは、1枚で小児1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

#### 6 発売期間

令和5年7月18日から同年8月31日まで

## 7 料金の還付

- (1) お子サマーパスの料金の還付は、未使用の乗車券の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から令和5年8月31日までとします。
- (2) お子サマーパスの料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

## 8 不正使用

お子サマーパスの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

## 9 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第9号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和5年7月6日から次のように改正します。

令和5年7月5日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

表株式会社名古屋交通開発機構の項第1号ケを削ります。

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項第5号を削ります。

名鉄観光サービス株式会社の項に次の1号を加えます。

- (4) 令和元年名古屋市交通局告示第11号（SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1DAY Ticketの発売について）に規定する昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表中

「

株式会社JTB 東京都品川区東品川 二丁目3番11号	平成29年名古屋市交通局告示第8号（SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1DAY Ticketの発売について）に規定する昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社めいかん企画 名古屋市中村区名駅 南二丁目14番19号	平成29年名古屋市交通局告示第8号に規定する昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

株式会社SCRAP 東京都渋谷区千駄ヶ 谷五丁目20番4号	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
合同会社マルシェ 名古屋市中区大須二 丁目23番32号	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社成幸謝 名古屋市中区大須二 丁目16番地	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社いち 愛知県日進市藤塚三 丁目129番地	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
渡邊豊一 名古屋市中区花の木 三丁目15番12号 パルティール城西1 階	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社Be-Gr oove 大阪府大阪市北区梅 田一丁目3番1-7 00号	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社NewAs 愛知県尾張旭市北本 地ヶ原町一丁目10 6番地2	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社サンファミ リー 名古屋市名東区藤が	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

丘 1 4 3 番地	
杉野史朗 名古屋市千種区井上 町 8 5 番 1 号 先	令和 4 年名古屋市交通局告示第 1 2 号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
山田諒 名古屋市中区栄三丁 目 3 1 番 1 3 号 先	令和 4 年名古屋市交通局告示第 1 2 号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社 S A K A I 名古屋市東区葵一丁 目 1 9 番 1 9 号	令和 4 年名古屋市交通局告示第 1 2 号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
有限会社 S O U K A 名古屋市名東区梅森 坂西一丁目 1 1 8 番 地の 1 5	令和 4 年名古屋市交通局告示第 1 2 号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

」

を

「

株式会社 J T B 東京都品川区東品川 二丁目 3 番 1 1 号	令和元年名古屋市交通局告示第 1 1 号に規定する 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社はとバスエ ージェンシー 東京都千代田区丸の 内一丁目 9 番 1 号	交通局関連商品の販売代金

」

に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置  
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13  
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の  
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、  
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 5年 7月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 講ずべき措置の内容

名古屋市港区七番町一丁目 2番地 1において残置された次の高濃度ポリ塩  
化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物  
を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	20 kVA	株式会社 指月電機製作所	DF式	昭和42年	1台	26kg

2 措置の期限

令和 5年 7月11日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置  
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年7月6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 対象区域

名古屋市守山区天子田三丁目1001番及び1101番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

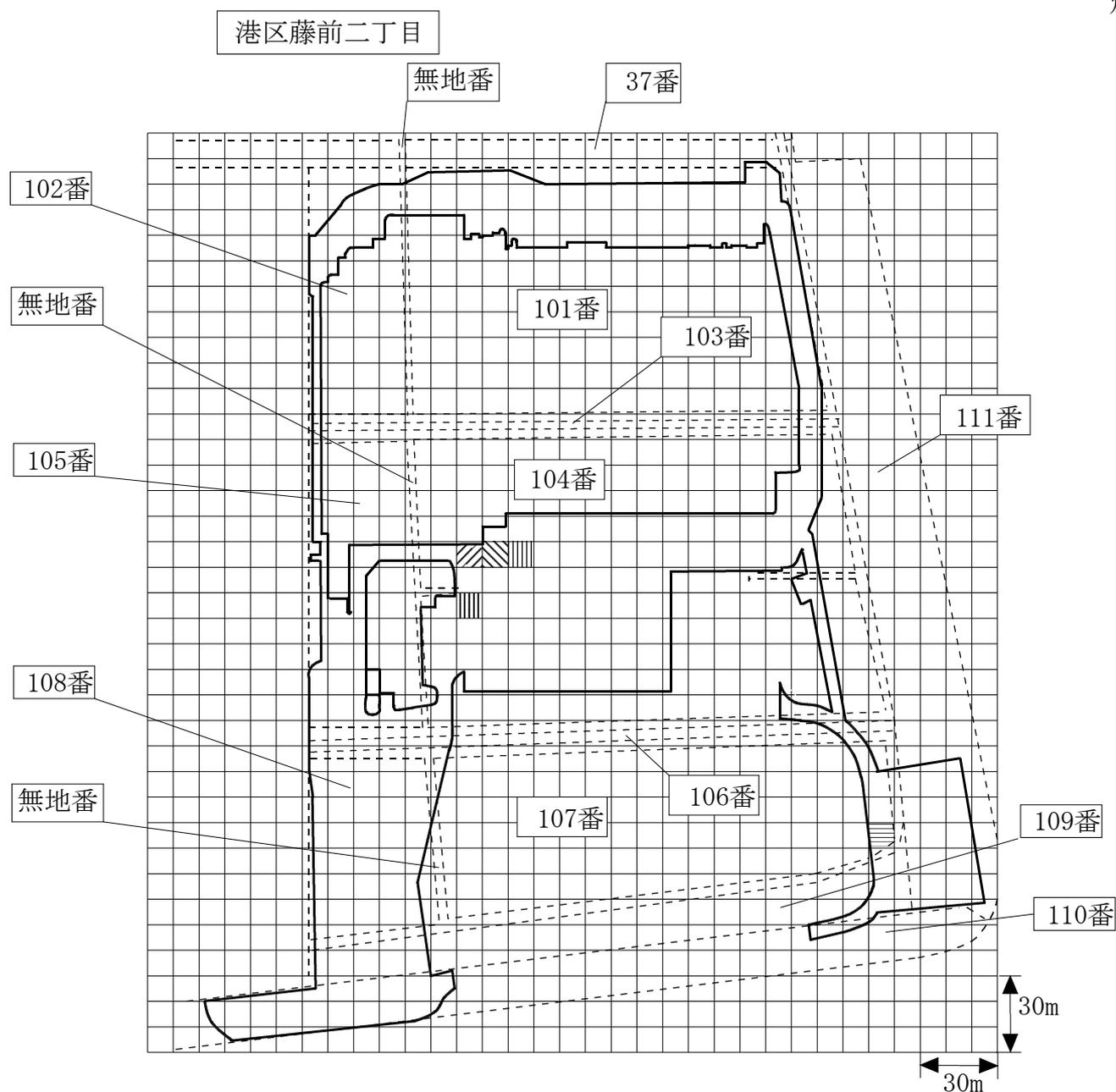
正

誤

令和 4年 6月 8日付名古屋市公報第 155号中の訂正について

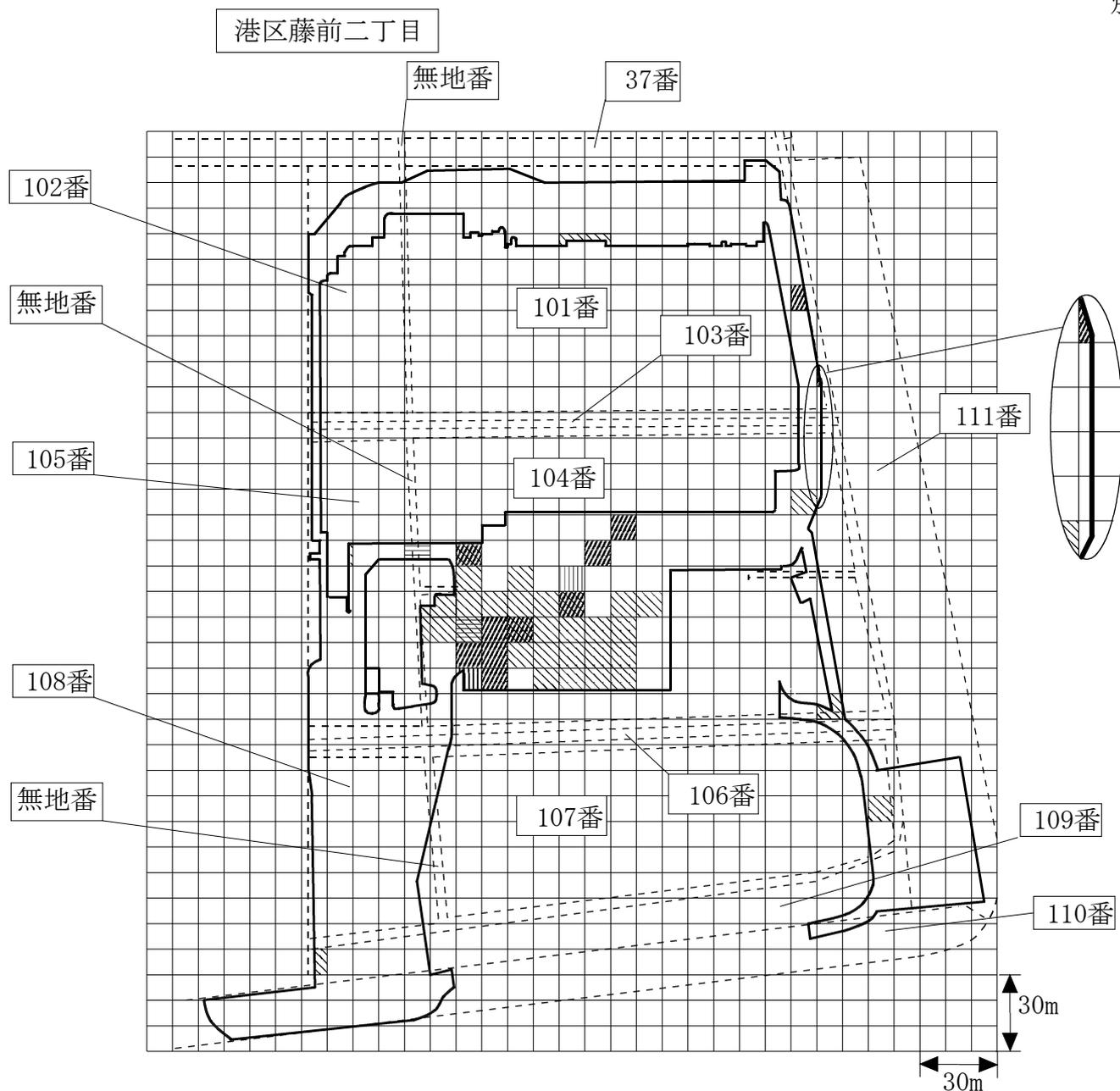
54ページの次に、次の別紙 1から別紙 4までを54ページの 2から54ページの 5までとして追加します。

なお、名古屋市公報第 155号は、本日訂正しました。



凡例

-  : 調査対象地
- - - : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (クロロエチレン、一・二-ジクロロエタン、一・一-ジクロロエチレン、一・二-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン (土壌溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (クロロエチレン、四塩化炭素、一・一-ジクロロエチレン、一・二-ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びトリクロロエチレン (土壌溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (四塩化炭素及びジクロロメタン (土壌溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (一・二-ジクロロエタン (土壌溶出量基準不適合))



凡例



: 調査対象地

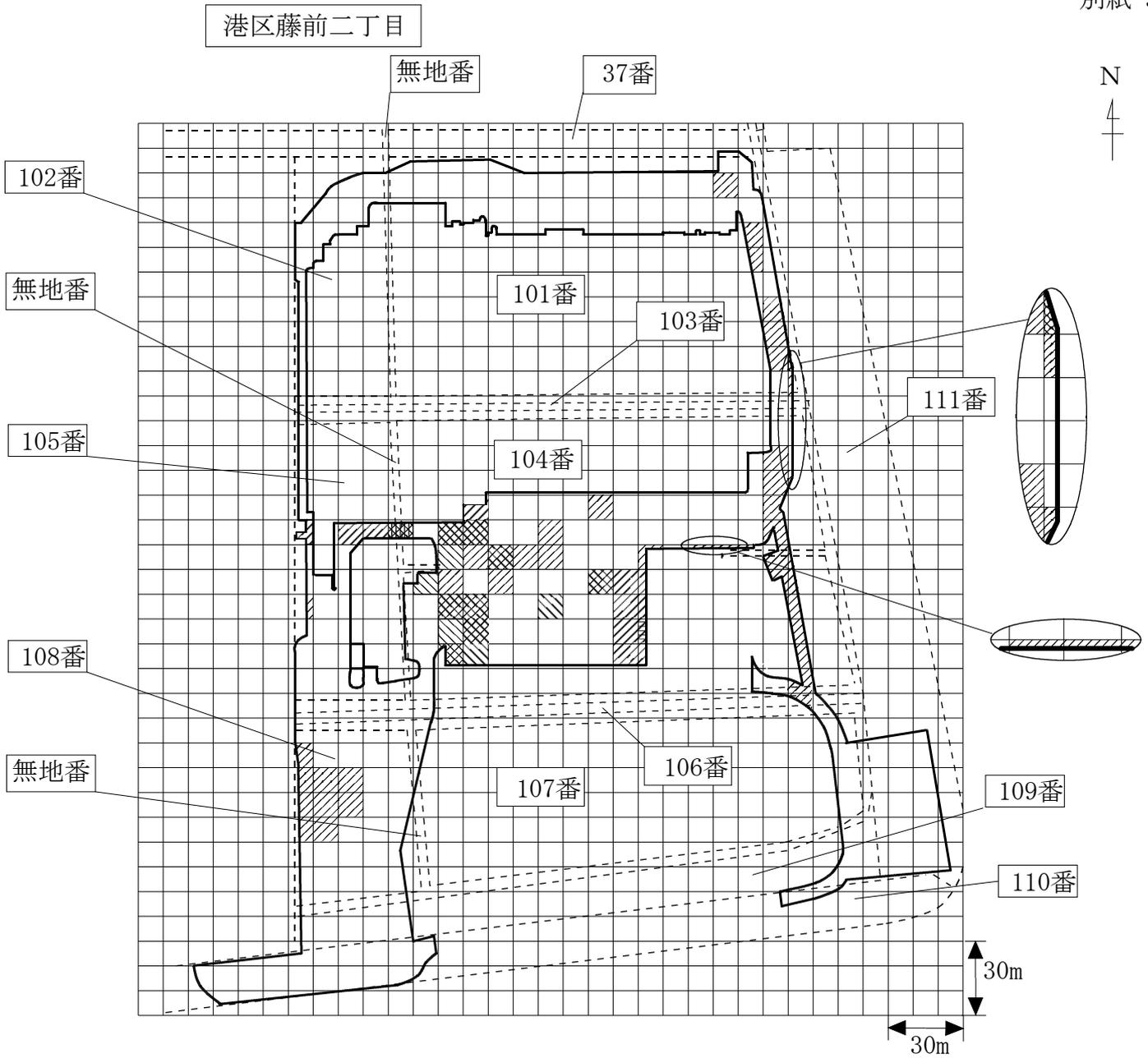
--- : 筆の境界

▨ : 形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

▧ : 形質変更時要届出区域 (六価クロム化合物 (土壤溶出量基準不適合))

▩ : 形質変更時要届出区域 (シアン化合物 (土壤溶出量基準不適合))

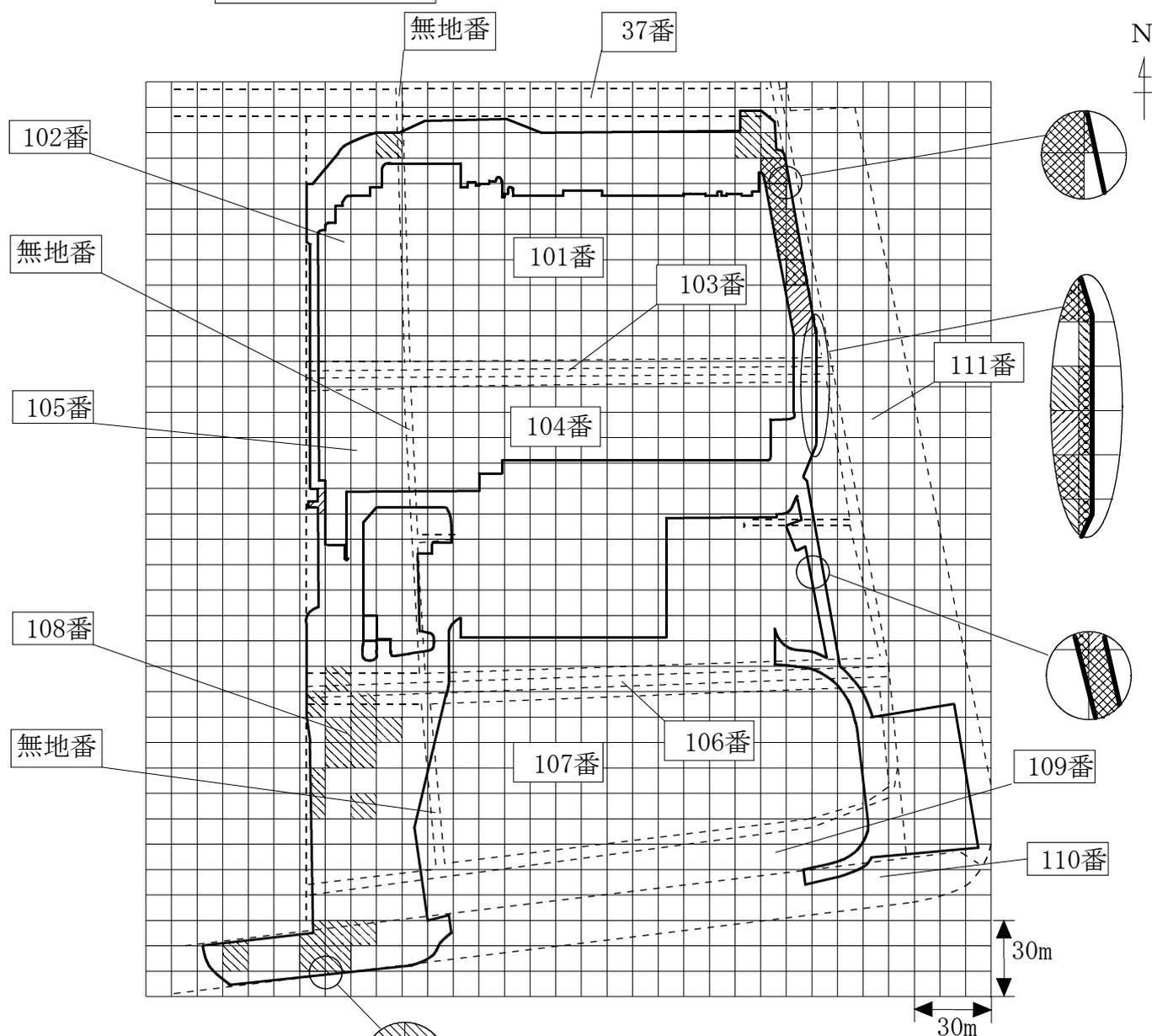
▨ : 形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (水銀及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (セレン及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

港区藤前二丁目



凡例



: 調査対象地

- - - : 筆の境界

: 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (ひ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (ほう素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))